

松阪市 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型／月単位）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、就業者の高齢化と若年者の入職減少が進むなか、将来の担い手の確保が重要な課題となっており、建設現場の就労環境の改善による担い手の確保が期待されている。

就労環境改善の取組みとして、土曜日及び日曜日等を工事現場の閉所日とする取組みを試行的に行うことにより、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間※¹として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日という。）を現場閉所日※²とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）を現場閉所とするものをいう。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により現場閉所日を別の日への振替可能とする。この場合において、受注者の責によらず現場閉所日の作業を発注者が指示し、作業日の振替を行った場合は現場閉所日と同様に扱う。

振替可能な期間は、対象期間中で振替作業を行った休日から4週間以内とする。

- 2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5％）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5％以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5％以上）であることをいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、すべての工事を対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ①工事の実作業日数が20日未満の工事
- ②現場閉所困難な工事
 - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
 - ・その他、発注者が週休2日制工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告への明示）

第4条 発注者は入札公告において、月2回土日完全週休2日制（発注者指定型／月単位）である旨を明示する。また、必要な事項については、特記仕様書に定める。

（実施方法）

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に、月2回の土曜日に現場閉所する週を様式1にて、監督員へ提出すること。

（受注者の取組内容）

第6条 受注者は対象期間中、毎月、条件を満たす休日等取得計画／実績書を作成し、発注者に提出すること。

2 受注者は対象期間中、毎月、上記で作成した休日等取得計画／実績書に現場の閉所実績を追記し、発注者に提出すること。

3 受注者は、下請業者に対し、月2回土日完全週休2日制工事の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(経費の計上)

第7条 週休2日に関する経費は、当初積算時に月単位の週休2日を前提とした補正係数(別紙1の①、③、④)を乗じたそれぞれの経費(労務費、機械経費(機械賃料)、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価)を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数(別紙1の②、③、④)に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。(別紙2の③)

【同じ月への振り替え(D月⇒D月)】

・その月(D月)の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え(D月⇒E月)】

・その月(D月)の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。

(D月の4週8休以上の率算出時に注意すること)

(現場閉所に係る調査)

第8条 週休2日の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

(工事成績評定における評価等)

第9条 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評定書(2. 施工計画及び工程管理)において加点評価をする。

発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合において、原則、文書による是正指示や当該工事に係る検査評定の減点対象としないものとする。

(その他)

第 10 条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会^{※3}」が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織）

附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

【土木工事編】

【別紙1 補正係数】

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 ：1. 04
- ・機械経費（賃料）：1. 02
- ・共通仮設費率 ：1. 03
- ・現場管理費率 ：1. 05

② 通期の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 ：1. 02
- ・機械経費（賃料）：1. 02
- ・共通仮設費率 ：1. 02
- ・現場管理費率 ：1. 03

③ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

④ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

【別紙２ 月単位の週休２日の考え方】

月単位の週休２日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が４週８休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も４週８休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも４週８休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。（Ａ月、Ｂ月）

Ａ月（パターンＡ）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・Ａ月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

４週８休に満たないが、Ａ月は８日以上
の現場閉所で４週８休以上達成とみなす

Ｂ月（パターンＢ）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・Ｂ月２２日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

４週８休に満たないが、Ｂ月は２日以上
の現場閉所で４週８休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
(C月)

C月 (パターンC)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 土日をやむを得ず振替える場合 (D月、E月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ D月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ E月の現場閉所日としてみなす
(D月の現場閉所日としない)

※D月の4週8休以上の率算出時に注意

【土木工事編】

様式 1

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型／月単位）

月 2 回土日完全週休 2 日の指定について

以下のいずれかを ☒ してください。
月 2 回、土曜日現場閉所する週を

☐：「第 1、3 週」

☐：「第 2、4 週」

☐：「第□、□週」 とします。

令和 年 月 日

工事名： _____

会社名： _____

現場代理人： _____

- ※ 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評定書（2. 施工計画及び工程管理）において加点評価をする。
- ※ 月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。